

議 事 日 程（第五号）

令和八年七月九日（木）午前十時開議

- | | |
|----|------------------|
| 第一 | 議第七十三号から議第八十四号まで |
| 第二 | 県議第七号 |
| 第三 | 請願第四十二号及び請願第四十三号 |
| 第四 | 議第八十五号 |
| 第五 | 県議第八号から県議第十二号まで |
| 第六 | 議員派遣について |



本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

- | | |
|---|-----------------------|
| 一 | 日程第一 議第七十三号から議第八十四号まで |
| 一 | 日程第二 県議第七号 |
| 一 | 日程第三 請願第四十二号及び請願第四十三号 |

第五号 七月九日

一 日程第四 議第八十五号

一 日程第五 県議第八号から県議第十二号まで

一 日程第六 議員派遣について



出席議員

四十五人

一	番	木	村	千	秋
二	番	辻	井	俊	貴
三	番	判	治	康	信
五	番	平	野	恭	子
六	番	長	川	泰	幸
七	番	和	田	直	也
八	番	今	井	瑠	々
九	番	牧	田	秀	憲
十	番	黒	田	芳	弘
十一	番	森	治	久	君

第五号

七月九日

三十番	二十九番	二十八番	二十七番	二十六番	二十四番	二十三番	二十二番	二十一番	二十番	十九番	十八番	十七番	十六番	十五番	十四番	十三番	十二番
長屋光征君	国枝慎太郎君	布俣正也君	水野吉近君	酒向薫修君	広瀬佳幸君	恩田佳忠君	安井恵司君	藤本政嘉君	今井竜祐也君	所野祐輝君	平川益房君	小森内寿之君	山内英生君	澄川藤裕子	伊藤川	中川	

三十一番	三十二番	三十三番	三十四番	三十五番	三十六番	三十七番	三十八番	三十九番	四十番	四十一番	四十三番	四十四番	四十五番	四十六番	四十七番	四十八番
高田殿	田中	松岡	小原	水野	野島	渡辺	伊藤	川上	伊藤	平岩	佐藤	森藤	村下	尾藤	岩井	猫田
尚士	勝人	正人	正敏	征夫	嘉山	正博	哲也	秀光	秀光	正光	武彦	正弘	貴夫	義昭	豊太郎	孝君

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	梅本雅史
総務課長	田中由美子
議事調査課長	此島祐司
議事調査課管理調整監	大平洋右
同 課長補佐	佐藤由子
同 主査	堀部貴子
同 主査	横田直道

説明のため出席した者の職氏名

知事	江崎禎英君
副知事	足立葉子君

会 計 管 理 者	工 藤	由 理 香
理 事（まちづくり担当）	野 崎	眞 司
知 事 公 室 長	松 本	順 志
総 務 部 長	平 野	孝 之
総 合 企 画 部 長	兼 松	伸 和
総合企画部未来創成局長	保 科	実 君
危 機 管 理 部 長	海 蔵	敏 晃
環境エネルギー生活部長	田 口	博 史
健 康 福 祉 部 長	中 西	浩 之
子 ども ・ 女 性 部 長	桑 田	善 晴
商 工 労 働 部 長	小 島	光 則
観光文化スポーツ部長	渡 辺	幸 司
農 政 部 長	堀 川	智 考
林 政 部 長	長 谷	雅 樹
県 土 整 備 部 長	藤 井	忠 直
都 市 建 築 部 長	飯 島	竜 二
都市建築部リニア未来都市局長	戸 田	克 稔
教 育 長	堀 田	貴 雄

警察本部長 三田豪士君
代表監査委員 鈴木祥一君
人事委員会事務局長 大野陽一君
労働委員会事務局長 廣瀬雅史君

+++++

七月九日午前十時開議

○議長（松岡正人君） ただいまから本日の会議を開きます。

+++++

○議長（松岡正人君） 諸般の報告をいたします。

書記に朗読させます。

（書記朗読）

議案の提出について

知事から、本日付をもって、お手元に配付のとおり、議第八十五号 副知事の選任同意についての議案の提出がありました。

発案書の提出について

議員から、本日付をもって、お手元に配付のとおり、県議第八号 岐阜県議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、外4件の発案書の提出がありました。



○議長（松岡正人君） 日程第一から日程第三までを一括して議題といたします。

ただいまから議題とした各案件について、各常任委員会委員長に審査の経過及び結果の報告を求めます。総務委員会委員長 所 竜也君。

〔総務委員会委員長 所 竜也君登壇〕

○総務委員会委員長（所 竜也君） おはようございます。

総務委員会に審査を付託されました議案四件及び請願二件の審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

まず、執行部から説明のあった議案の概要を申し上げます。

予算関係議案としまして、議第七十三号の令和八年度岐阜県一般会計補正予算のうち歳入予算補正については、総額二十億四千三百四万三千円の増額となっております。その内容としましては、国が追加交付する物価高騰対策のための重点支援地方交付金等を計上する国庫支出金を十九億一千五百二十八万五千円、また繰入金を一億二千七百七十五万八千円、それぞれ計上するものであります。

次に、条例その他の議案としましては、議第七十四号 岐阜県税条例及び岐阜県暴走族等の根絶に関する条例の一部を改正する条例についてなど三件であります。

採決の結果、議第七十三号のうち歳入予算補正、議第七十四号、議第七十八号及び議第八十号の各案件については、全会一致をもってそれぞれ原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、請願に関する審査の結果を申し上げます。

請願第四十二号 中東情勢の平和的解決と物価高騰による県民の命と暮らしを守るための対策を求める請願については、外交・安全保障に関する事項は国の専管事項であり、地方議会の判断領域を超えるものであることと、また国において必要な外交努力が行われているところであり、中東地域の平和的な安定に関する外交政策や国際紛争への対応は国が主導すべきものであることから、不採択とすべきものとの意見があり、採決の結果、全会一致をもって不採択とすべきものと決定をいたしました。

また、請願第四十三号 日本政府に非核三原則の厳守と実行を求める請願については、非核三原則をめぐっては、安全保障関連三文書の改定に向けた検討の中で、その取扱いを含めた議論が行われる見込みであることと、また我が国は核兵器廃絶に向けた決議案を毎年国連に提出をしているほか、核兵器不拡散条約を通じた核軍縮、不拡散への取組を進めるなど、唯一の戦争被爆国として核兵器廃絶に向けた取組を継続していることから、核保有国と非保有国との橋渡し役として、現実的かつ実践的な取組を進めることが重要であるとの意見があり、採決の結果、全会一致をもって不採択とすべきものと決定をいたしました。

以上、総務委員会の審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

○議長（松岡正人君） 企画経済委員会委員長 広瀬 修君。

〔企画経済委員会委員長 広瀬 修君登壇〕

○企画経済委員会委員長（広瀬 修君） 企画経済委員会に審査を付託されました議案一件の審査の経過及び結

果についてを御報告申し上げます。

まず、議案の概要を申し上げます。

条例その他の議案としまして、議員発案の議案として県議第七号 岐阜県文化芸術振興基本条例の一部を改正する条例についてであります。

その内容としましては、議員提案条例検証特別委員会の調査結果及び文化芸術基本法の一部改正を踏まえ、年齢や障がいの有無等にかかわらず、文化芸術活動に参加できるような環境整備、学校教育における文化芸術活動の充実、県民の意見を反映した文化芸術の振興に関する基本的な計画の策定などを新たに盛り込むために条例改正を行うおとするものであります。

採決の結果、県議第七号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。以上、企画経済委員会の審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

○議長（松岡正人君） 厚生環境委員会委員長 安井 忠君。

〔厚生環境委員会委員長 安井 忠君登壇〕

○厚生環境委員会委員長（安井 忠君） 厚生環境委員会に審査を付託されました議案三件の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

まず、執行部から説明があった議案の概要を申し上げます。

予算関係議案といたしまして、議第七十三号の令和八年度岐阜県一般会計補正予算のうち歳出予算補正につ

いては、当委員会所管として総額二十億三千七百十九万四千円の増額となっております。その主な内容といましては、国が行う令和八年七月から九月の電力とガス料金の支援の対象外である特別高圧電力を受電する中小企業などや、またLPGガスを利用する一般消費者などへの支援のための経費として九億八千二百四万九千円、病院を対象に、業務の効率化や生産性向上による職場環境の改善に向けた取組を支援するための経費として三億六千六百四十万五千円をそれぞれ計上するものであります。

次に、条例その他議案といたしましては、議第七十五号 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてなど二件であります。

採決の結果、議第七十三号のうち歳出予算補正中厚生環境委員会関係、議第七十五号及び議第七十六号の各案件については、全会一致をもってそれぞれ原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、審査の過程において執行部から各議案の説明を受け、質疑を行いました。その主なものを申し上げます。

こども性暴力防止法や関係条例における県の役割について質疑があり、県立の対象施設の設置者として性暴力防止対策を行うこと、所轄庁として県内対象事業者の対策の実施状況を確認し、必要な指導、助言を行っていくという答弁がありました。

以上、厚生環境委員会の審査の経過及び結果についての御報告を申し上げます。

○議長（松岡正人君） 土木委員会委員長 今井政嘉君。

〔土木委員会委員長 今井政嘉君登壇〕

○土木委員会委員長（今井政嘉君）

土木委員会に審査を付託されました議案四件の審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

まず、執行部から説明のあつた議案の概要を申し上げます。

予算関係議案といたしまして、議第七十三号 令和八年度岐阜県一般会計補正予算のうち歳出予算補正については、当委員会所管として総額五百八十四万九千円の増額となっております。その内容といたしまして、電力価格の高騰の負担軽減を目的に、国による電気料金の支援の対象外である県内の特別高圧電力を利用する地方鉄道事業者に対し、電力価格の高騰分の一部を支援するための経費として、合計五百八十四万九千円を計上するものであります。

なお、当委員会所管の債務負担行為補正については、内ヶ谷ダム本体工事など追加で七件があります。

次に、条例その他の議案として、議第七十七号 岐阜県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてなど三件であります。

採決の結果、議第七十三号のうち歳出予算補正中土木委員会関係及び債務負担行為補正中土木委員会関係、議第七十七号、議第七十九号並びに議第八十一号の各案件については、全会一致をもってそれぞれ原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において執行部から各議案の説明を受け、質疑を行いました。その主なものを申し上げます。

特別高圧電力を利用する地方鉄道事業者への支援に係る一キロワットアワー当たりの単価について質疑があり、直近一年の平均単価は基準年としている令和二年度の平均単価より約七・八円上昇しており、その半分の

約三・九円分を支援するものであるとの答弁がありました。

また、内ヶ谷ダムの工期の延伸に係る地元への説明状況についての質疑があり、沿川自治体などへの説明は昨年度中に全て実施し、共同事業者である中部電力株式会社へも説明を終えている。ダム事業は運用開始により初めて効果を発揮することから、早期完成に向けて事業を推進していくとの答弁がありました。

以上、土木委員会の審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

○議長（松岡正人君） 教育警察委員会委員長 平野祐也君。

〔教育警察委員会委員長 平野祐也君登壇〕

○教育警察委員会委員長（平野祐也君） 教育警察委員会に審査を付託されました議案四件の審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

まず、執行部から説明のあった議案の概要を申し上げます。

予算関係議案としまして、議第七十三号の令和八年度岐阜県一般会計補正予算のうち当委員会所管の債務負担行為補正については、県警ヘリコプター救助用ホイススト装置整備の追加が一件であります。

次に、条例その他の議案としましては、議第八十二号 スクールバスの取得についてなど三件であります。

採決の結果、議第七十三号のうち債務負担行為補正中教育警察委員会関係及び議第八十二号から議第八十四号までの各案件については、全会一致をもってそれぞれ原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、教育警察委員会の審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

○議長（松岡正人君） ただいまから議第七十三号、議第七十五号から議第八十号まで、議第八十二号から議第八十四号まで及び県議第七号を一括して採決いたします。

お諮りします。各案件を各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松岡正人君） 御異議なしと認めます。よって、各案件は各委員長報告のとおり決定いたしました。

ただいまから議第七十四号及び議第八十一号並びに請願第四十二号及び請願第四十三号について討論を行います。

討論の通告がありますので、發言を許します。十二番 中川裕子君。

〔十二番 中川裕子君登壇〕

○十二番（中川裕子君） ただいまの四件について討論を行います。

まず初めに、議第七十四号、この中の岐阜県税条例の一部改正について申し上げます。

これは、特定暗号資産、いわゆる仮想通貨の取引に係る利益について、県民税所得割の税率を通常の他の所得と分離して二％の税率とするものです。国の法改正では、この県民税を含む所得税、住民税の税率は、これによつて最大五五％から二〇％に引き下げられます。分離課税の問題点は、こうした税率が引き下げられることに加え、税率が一律であり、利益が大きくなれば税率も上がる累進課税の原則が適用されないことにあります。今、県民が望んでいるのは、赤字事業者へも課せられる消費税の減税など生活を追い詰めている重い税の負担軽減です。国の税制改正による県税条例の改正ですが、この改正は暗号資産取引によつて高利益を獲得すればするほど、働いて得た給料に比べ税が大幅に軽減される矛盾がさらに拡大することになります。高所得層や高利益を得る層ほど税負担が軽減され、低所得層には恩恵がなく、この条例改正には反対いたします。

続いて、議第八十一号 徳山ダム上流域の山林の取得についてです。

約百三ヘクタール、約一千四百万円余で取得するという議案です。徳山ダム建設に当たり、旧徳山村村民と交わした条件は、村民の方が所有する私有地である山林にダムが建設されても立ち入ることができるよう取付道路を整備するというものでした。廃村後にこの約束がほごにされ進められているのが徳山ダム上流域の公有地化であるため、この事業そのものに反対をいたします。

続いて、請願に移ります。

請願第四十二号 中東情勢の平和的解決と物価高騰による県民の命と暮らしを守るための対策を求める請願についてです。

中東情勢の影響を受け、石油関連製品の不足、価格高騰が深刻な状況です。県民生活だけでなく、特に小規模事業者の仕事が成り立たず、状況は大変危機的だと感じています。アメリカとイランは戦闘終結で合意がなされましたが、先行きは不透明であり、一刻も早く平和的な解決と終息を求めるものです。先週の本会議で知事も答弁で触れておりましたが、この合意については不安要素も多く、原油供給や世界経済の回復には相当の時間を要すると言われました。県としても状況把握、県内の状況や危機感を伝えるための国への緊急要望、県制度融資や補正予算などの事業者支援、物価高対策、以上大きく三点に取り組んできたという答弁もありました。これを一層強化することが求められているところです。先ほどの委員長報告では不採択とのことでしたが、この請願は主に三点を要望されています。

まずは、こうした県民や雇用への影響を調査し対策すること。そして、国に医療・介護資材の供給対策を求めること。最後に、問題の大本になっている中東情勢に対し、国際法に基づいた平和的解決を求めるものです。どれも当然の要望であり、特に平和的解決を求めることを否定する理由はありません。採択を求めます。

次に、請願第四十三号です。日本政府に非核三原則の厳守と実行を求める請願です。

核兵器を持たず、作らず、持ち込ませずの非核三原則は、一九七一年、沖繩返還協定締結の承認の際に採択され、その後、国是として堅持するとの決議が採択されるなど、合わせて六回の国会決議がなされてきました。核兵器を持つていけば核使用を止めることができるという核抑止の理論をお話しされる方もいらっしゃいます。が、核の先制使用を公言する国が現在実際に存在している現状では成り立たない理論です。仮に、日本国内に核の持込みを許した場合、相手国は先制的に核攻撃に踏み切る可能性を高め、周辺国の核開発を加速させ、日本が廃絶を迫ることができなくなります。政府はこれまで、現段階で政府として非核三原則を政策上の方針として堅持しているとしたものの、現在、安保三文書の改定をめぐって非核三原則の見直し、撤廃を求める声が政府与党の一部から上がっており、これまでの国会決議に逆行する懸念が広がっております。

こうした中、全国の地方議会からは非核三原則の堅持、法制化を求める意見書が今年の四月時点で二百八十九議会、延べ三百二十回採択されたとの報道もあります。このうち、県議会では六県で採択されております。非核三原則は、日本の安全保障政策の根幹であり、国際公約でもあります。本請願は、こうした全国の地方議会と同様に非核三原則の堅持を求める意見書の提出を求めるものであり、これまで政府が守ってきた立場と何ら違いはなく、重要な請願です。これについても採択を主張いたします。以上です。

○議長（松岡正人君） 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

ただいまから、議第七十四号及び議第八十一号並びに請願第四十二号及び請願第四十三号を起立により一括して採決いたします。

お諮りいたします。各案件を各委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松岡正人君） 起立多数であります。よって、各案件は各委員長報告のとおり決定いたしました。

+++++

○議長（松岡正人君） 日程第四を議題といたします。

追加提出議案に対する知事の説明を求めます。知事 江崎禎英君。

〔知事 江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君） 皆様、おはようございます。

本日追加提出いたしました議案につきまして、御説明申し上げます。

議第八十五号は、欠員となつております副知事に国枝 玄氏を選任するため同意を求めるものであります。

議員各位におかれましては、どうぞよろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松岡正人君） お諮りいたします。ただいま議題となつております議第八十五号を直ちに採決いたしました
いと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松岡正人君） 御異議なしと認めます。よって、本案を直ちに採決することに決定いたしました。

ただいまから議第八十五号 副知事の選任同意についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松岡正人君） 御異議なしと認めます。よつて、本案はこれに同意することに決定いたしました。

+++++

○議長（松岡正人君） 日程第五を議題といたします。

ただいまから県議第八号 岐阜県議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について及び県議第九号 岐阜県議会議員の定数及び選挙区に関する条例の一部を改正する条例について、各案件に対する提出者の説明を求めます。四十一番 平岩正光君。

〔四十一番 平岩正光君登壇〕

○四十一番（平岩正光君） ただいま議題となりました県議第八号及び県議第九号の各案件につきまして、提出者を代表し提案理由を説明いたします。

まず、県議第八号 岐阜県議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。

岐阜県議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例については、昨年十二月十七日に開催されました第四回議会活性化改革検討委員会において、費用弁償に係る旅行諸費の取扱いについて検討が行われました。

議員の費用弁償は、現在、知事の職にある者の例により算定しました交通費等に、旅行諸費として一日当た

り三千円が一律に定額加算されております。

一方、令和七年第四回定例会では、岐阜県職員等旅費条例の一部を改正する条例が可決され、令和八年十月一日から旅行諸費の廃止などこれまで運用されてきた旅費制度が大きく見直されることとなったところであります。

これらを踏まえ、現在、費用弁償の算定に当たり、一律に定額加算している旅行諸費は廃止することとし、令和八年十月一日より議員の費用弁償の額を岐阜県職員等旅費条例に定める知事の職にある者の例により算定した額に統一することが適切であるとし、議長に中間答申をいたしました。この答申に基づき、今回これらの所要の改正を行うものであります。

続きまして、県議第九号 岐阜県議会議員の定数及び選挙区に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。

本県議会における議員定数及び選挙区並びに選挙区ごとの選挙すべき議員の数につきましては、これまで県民の多様な意見や地域の実情を踏まえながら、必要に応じて見直しが行われてきたところであります。

こうした中、我が県政自民クラブでは、次期一般選挙に向け、昨年度、議員定数等調査研究会を設置し、人口減少の進行や地域間の人口偏在の拡大といった社会情勢の変化、さらには公職選挙法の規定を踏まえ、慎重に検討を続けてまいりました。

まず議員定数につきましては、これまで行財政改革の観点から見直しが重ねられてきた実績を踏まえ、現行の四十六人を維持する案でございます。

次に、選挙区の在り方についてであります。令和七年国勢調査の速報値によりますと、飛騨市選挙区は議

員一人当たり人口が基準を下回る可能性が高く、公職選挙法の規定に基づき隣接する高山市選挙区との合区が必要であると判断をいたしました。あわせて、現行の区割りを維持した場合には、議員一人当たり人口の較差、いわゆる一票の較差が三倍を超える可能性が高いことも見込まれており、投票価値の平等の観点から、是正を図る必要があると判断したものであります。

また、選挙区ごとの議員定数につきましては、人口比例を基本としつつも、広大な県土や地勢、交通事情、地域ごとの多様な行政課題を踏まえ、地域間の均衡に配慮する必要があることから、現行の配分を維持することといたしました。

以上の考えに基づき、我が県政自民クラブとしては飛騨市選挙区を高山市選挙区と合区するとともに、当該選挙区の選挙すべき議員の数を三人とすることが最善の改正案と判断し、全会派で構成される議員定数等調査懇談会に提案いたしました。

同懇談会は四回開催され、議論を重ねてまいりましたが、全会一致には至らなかったことから、次期一般選挙を来年四月に控え、県民への周知期間等を勘案し、今定例会において本条例案を提案することが適切であるとの結論に至り、賛同する県民クラブと岐阜県議会公明党と共同して提案するものであります。本条例案は、高山市選挙区と飛騨市選挙区を合区し、その名称を高山市・飛騨市選挙区とするともに、同選挙区における選挙すべき議員の数を三人とするものであります。

議員各位におかれましては、以上の趣旨を御理解の上、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。提案説明を終わらせていただきます。

○議長（松岡正人君） お諮りいたします。県議第八号を直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議あり

ませんか。

「〔異議なし〕と呼ぶ者あり」

○議長（松岡正人君） 御異議なしと認めます。よつて、本案を直ちに採決することに決定いたしました。

ただいまから県議第八号を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

「〔異議なし〕と呼ぶ者あり」

○議長（松岡正人君） 御異議なしと認めます。よつて、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまから県議第九号について討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。十二番 中川裕子君。

〔十二番 中川裕子君登壇〕

○十二番（中川裕子君） ただいまの県議第九号 岐阜県議会議員の定数及び選挙区に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

まず初めに、全体の定数と区割り、選挙区ごとの定数について、私の考えを申し上げます。

県議会議員の定数は、平成七年の五十三議席をピークに削減が繰り返され、旧自治法上の上限は五十九人である中、現在の定数は四十六となっております。その結果、削減率は全国トップクラスです。人口減とはいえ、行き過ぎた定数削減は多様な政治的立場の者が選出される機会が減り、県民の多様な声を削ることにつながりかねません。慎重に考えるべきと思います。

区割りについては、都道府県議会連合会が二〇二〇年七月の決議で、道府県議会議員選挙において無投票当

選者の割合が増加しており、とりわけ一人区において顕著であると指摘し、一人区を解消する方策に言及しております。岐阜県議会においても、一人の定数の一人区が多いため、なるべく定数が複数人となるような区割りの検討が必要であると考えております。

その上で、現在の区割りと選挙区定数の問題点について申し上げます。

選挙区ごとの定数は、先ほど説明があったように公職選挙法で人口に比例して定めることが原則となっておりますが、現状では、人口の少ない選挙区に多くの議員定数が配分された逆転現象が五通りも生じております。例えば、人口五万九千四百九十五人の揖斐郡は定数が二であるのに対し、人口が六万四千四百六十四人の羽島市は定数が一となっております。公職選挙法第十五条第八項において、ただし特別の事情があるときはおおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができるとされていますが、人口比例配分より定数が多い関市・美濃市選挙区、揖斐郡選挙区においてこの間説明されてきた事情は、この地域のみ独自の行政需要が生じているというよりはほかの選挙区と共通したものであり、県議会全体で取り組むべき課題であると判断できます。

また、関市・美濃市選挙区においては、平成二十九年当時に県政自民クラブで出された案において、逆転現象はあるものの、次期選挙に限り現行定数分を配分すると説明がなされてきました。よって、これらの逆転現象そのままに、人口比例配分を増員する合理性は見当たりません。そのため、公職選挙法に基づき人口比例配分を確保できていない羽島市、可児市、多治見市選挙区においては、人口比例配分どおり一増、人口比例配分より定数が多い揖斐郡及び関市・美濃市選挙区については一減が適切であると考えます。

最後に、今回の高山市・飛騨市選挙区について申し上げます。

国勢調査の速報値を踏まえ、合区の可能性が高い飛驒市選挙区を高山市選挙区と合区し、高山市・飛驒市選挙区とし、人口比例配分は二であるものを定数を三にするといいものです。合区となる高山市・飛驒市選挙区の総面積は岐阜県の三分の一の面積に迫り、これは大阪府、東京都、神奈川県など複数の都道府県の面積をはるかに超える広大な選挙区となります。よって、同項ただし書の特別の事情の適用に当たるものであり、この部分については賛同いたします。

以上、県議会議員の定数と区割りについて申し上げ、反対の討論といたします。よろしく願います。

○議長（松岡正人君） 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

ただいまから県議第九号を起立により採決いたします。

本案を原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松岡正人君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまから県議第十号 岐阜県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例の一部を改正する条例についての案件に対する提出者の説明を求めます。三十五番 水野正敏君。

〔三十五番 水野正敏君登壇〕

○三十五番（水野正敏君） 県議第十号 岐阜県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例の一部を改正する条例について、提出者を代表しまして提出理由を説明いたします。

本条例は、県行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決事件とすることにより、政策の実現に向けて議

会が積極的な役割を果たし、知事その他の執行機関とともに県民に対する責任を担いながら、実効性の高い計画の策定を図ることを目的として制定されたものであります。

今回提出した条例改正は、議会が議員提案条例に基づき計画策定を求めた重要な計画のうち、スポーツの推進に関する計画及び文化芸術の振興に関する計画について、これらを議決条例に基づく議決事件に加えようとするものであります。議会が自ら条例を制定し、県に対して計画的な施策の推進を求める以上、その計画がどのような内容で策定され、どのように見直され、施策としてどのように展開されていくかについて、議会としても積極的な役割を果たしていくことは重要であると考えます。

今回の改正に当たり、議員提案条例に基づき策定されている各計画を検証しましたが、その中には岐阜県地域福祉支援計画や岐阜県保健医療計画、ぎふ農業活性化基本計画など、既に議決対象となっている上位計画の下に位置づけられる個別計画もあります。これらについては、上位計画の議決を通じて議会として政策の基本方向に関与していることから、議決の対象とはしておりません。

これに対し、スポーツの推進に関する計画及び文化芸術の振興に関する計画は、それぞれの分野における基本的な施策の方向性を定める重要な計画であり、議会が条例により計画的な施策の推進を求めている趣旨を踏まえれば、その策定及び推進に当たって議会としても十分に関与していくことが必要であると考えます。したがって、これらの計画については、その策定について議会の議決事件とすることが必要であり、これを追加するため議決条例の一部を改正する条例案を提出するものであります。

以上、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます、本条例の一部を改正する条例案の趣旨説明といたします。以上でございます。

○議長（松岡正人君） お諮りいたします。県議第十号を直ちに採決したいと思ひます。これに御異議あり

ませんか。

「〔異議なし〕と呼ぶ者あり」

○議長（松岡正人君） 御異議なしと認めます。よつて、本案を直ちに採決することに決定いたしました。

ただいまから県議第十号を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

「〔異議なし〕と呼ぶ者あり」

○議長（松岡正人君） 御異議なしと認めます。よつて、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまから県議第十一号 原油等の価格高騰及び安定供給確保への対応充実を求める意見書についての案件に対する提出者の説明を求めます。二十四番 広瀬 修君。

〔二十四番 広瀬 修君登壇〕

○二十四番（広瀬 修君） 県議第十一号 原油等の価格高騰及び安定供給確保への対応充実を求める意見書について、提案者を代表し、意見書発案の趣旨を御説明させていただきます。

本意見書は、中東情勢の混乱に伴う原油等の価格高騰と供給不安によつて、県民生活と地域経済の先行きが不透明な状況において影響が出ている現状を踏まえ、国に対策の強化を求めるものであります。中東情勢の緊張は緩和の兆しを見せておりますが、地政学的リスクは依然として高く、原油価格や供給動向は予断を許さない状況にあります。国においては、ガソリン、軽油、重油などの価格高騰を抑制するための支援を行つていますが、このままの支援が継続されるかも不透明な状況であり、家計負担等において非常に不安な状況に陥つて

いるところであります。

加えて、原油はプラスチックや繊維など多くの製品の原材料であり、現状では原材料不足が至るところで聞かれるようになってきており、産業全体や県民生活に影響が広がることも想定されております。このことは、企業経営に直接的な打撃となり、結果として地域経済全体の停滞や雇用への影響が強く懸念され、県民生活や産業活動の双方に長く影響する課題であります。

なお、国においては六月五日に成立した補正予算で一定の対応が講じられているところではありますが、その多くは今後の状況に応じて活用される予備費であり、具体的な施策については十分とは言えず、また流動的な部分が多い状況であります。

そのため、地方として必要な施策の方向性を明確に示すことが重要であると考えております。よって、一、原油価格高騰の影響を緩和するため、燃料油価格対策等について実効性のある支援策を継続して講ずること。二、地方経済活動の継続的な発展のため、石油由来製品の安定的かつ計画的な供給体制の維持に資する施策を強化すること。三、再生可能エネルギーの導入促進、省エネルギー対策の徹底等によって、原油依存度の低減に向けた中長期的な施策を推進すること。

以上三点について、速やかに対策を講じられるよう強く求めるため、国に意見書を提出したいと考えております。どうか議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。意見書発案の趣旨説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（松岡正人君） お諮りいたします。県議第十一号を直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（松岡正人君） 御異議なしと認めます。よって、本案を直ちに採決することに決定いたしました。

ただいまから県議第十一号を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（松岡正人君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまから県議第十二号 中山間地域等直接支払制度の拡充を求める意見書についての案件に対する提出者の説明を求めます。二十三番 恩田佳幸君。

〔二十三番 恩田佳幸君登壇〕

○二十三番（恩田佳幸君） 県議第十二号 中山間地域等直接支払制度の拡充を求める意見書について、提案者を代表し、意見書発案の趣旨を御説明いたします。

中山間地域は、立地条件や農業生産条件が不利である一方で、水源の涵養や洪水の防止、土壌の浸食や崩壊の防止など、国民生活の安定に不可欠な多面的機能を有しており、本県においても耕地面積の約半数を占めるなど、国土保全上重要な役割を担っております。

このような中、中山間地域等直接支払制度については、中山間地域において農業生産活動が継続的に行われるよう支援する制度として、これまで地域農業の維持に大きく寄与してきたところであります。

一方、本制度の交付単価は、平成十二年度の制度創設当初から見直しが行われておらず、生産コストの増大など現在の経済情勢を十分に反映したものとはなっていない状況であります。また、国においては令和九年度

から水田政策の根本的な見直しが予定されており、本制度についても見直しが検討される重要な時期を迎えております。

そこで、こうした制度見直しのタイミングを捉え、中山間地域の農業生産活動の継続と多面的機能の維持、発展を確保するため、中山間地域等直接支払制度について、近年の資機材価格や燃料費等の高騰による生産コストの増大を十分に踏まえ、実態に即した交付単価の拡充措置を講じられるよう国に意見書を提出したいと考えております。

どうか議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、意見書発案の趣旨説明とさせていただきます。

○議長（松岡正人君） お諮りいたします。県議第十二号を直ちに採決いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松岡正人君） 御異議なしと認めます。よつて、本案を直ちに採決することに決定いたしました。ただいまから県議第十二号を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松岡正人君） 御異議なしと認めます。よつて、本案は原案のとおり可決されました。

+++++

○議長（松岡正人君） 日程第六 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣については、岐阜県議会議規則第二百二十四条第一項の規定により、お手元に配付の議員派遣決定書案のとおり決定いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松岡正人君） 御異議なしと認めます。よつて、議員派遣についてはお手元に配付の議員派遣決定書案のとおり決定いたしました。

+++++

○議長（松岡正人君） これをもつて提出されました案件は全て議了いたしました。よつて、令和八年第三回岐阜県議会议定例会を閉会いたします。

午前十時五十八分閉会

+++++

閉 会 式

〔一同起立〕

○事務局長（梅本雅史君） ただいまから閉会式を行います。議長から挨拶をいただきます。

〔議長 松岡正人君登壇〕

○議長（松岡正人君） 閉会に当たり一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、十七日間にわたる本定例会会期中、提出されました議案をはじめ、当面する県政の諸課題について終始熱心に御審議を賜り、ここに全ての案件を議了することができました。議員並びに執行部各位におかれましては、議事運営に格別の御協力をいただきましたことに心から御礼申し上げます。

さて、岐阜県高山市で開催される第十回「山の日」記念全国大会まで約一か月と迫っております。本大会は、山に親しむ機会を得て、山の恩恵に感謝するという国民の祝日、山の日の趣旨の浸透を図り、山に関する歴史、文化の継承、環境保全、観光振興などの問題解決や山の未来について考える機会として非常に意義深いものです。来るべき本大会に向け、開催準備に万全を期すとともに、今後より一層開催機運を高めていかなければならないと考える次第です。

これから本格的な夏を迎え、ますます暑さも厳しくなりますが、皆様方におかれましては十分に御自愛いただきますよう御祈念申し上げまして、閉会の御挨拶といたします。

（拍 手）

○事務局長（梅本雅史君） 知事から挨拶をいただきます。

〔知事 江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君） 閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、提出案件につきまして終始熱心に御審議を賜り、誠にありがとうございます。また、本日は予算、条例その他を可決いただくとともに、国枝 玄氏を副知事に選任することについて御同意をいただき、改めて御礼申し上げます。

さて、ただいま議長からお話がありました。本年の八月十一日には、本県で初めてとなります第十回「山の日」記念全国大会が高山市で開催されます。命を育み、生活を支え、人々の心を潤す、こうした本県の山が持つ潜在的な力やそれを維持するための努力の大切さを、ふだんは山を見ることのない方々を含めた全国の皆様にお伝えしたいと考えております。これから日ごとに暑さが厳しくなっていますが、議員の皆様方におかれましては健康に十分留意されまして、県政発展のため一層のお力添えを賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

（拍 手）

○事務局長（梅本雅史君） これをもちまして閉会式を終わります。

+++++

議 長 松 岡 正 人

副 議 長 長 屋 光 征

七 番 和 田 直 也

十 三 番 伊 藤 英 生

十 九 番 所 竜 也

二十番

今

井

政

嘉

二十八番

布

俣

正

也

第五号

七月九日